

第 1 章

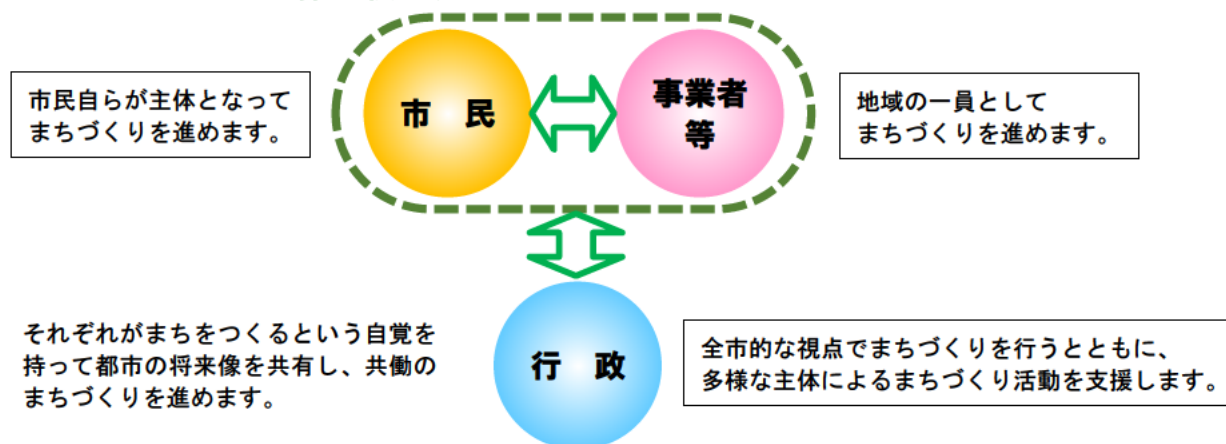
八女市都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランの役割

- 都市計画マスタープランとは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のことをいいます。
- また、都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。
- なお、本計画は、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即したものとなっています。

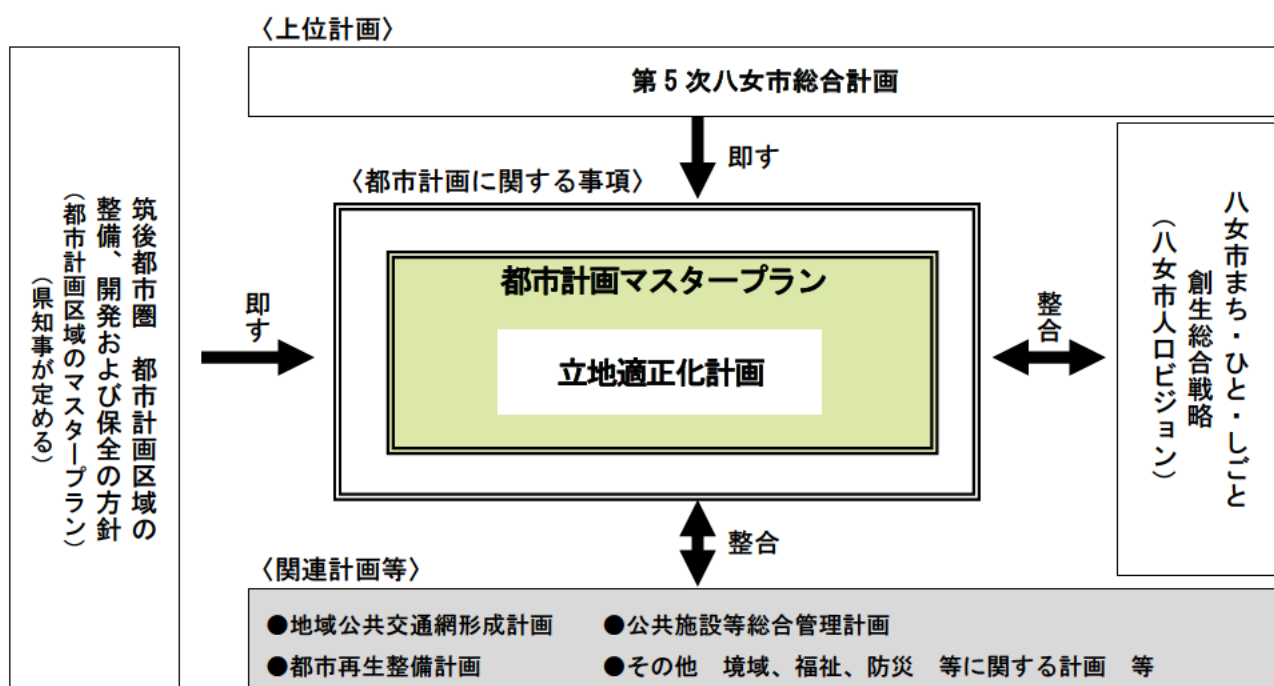
(2) まちづくりの主体と役割分担



2. 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 上位・関連計画との関係

- 都市計画マスタープランは都市計画法の中で位置づけられており、市町村の都市計画を決定するための指針となるものです。



(2) SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年(2030年)までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国では、「SDGs実施指針改定版」(令和元年12月20日)において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

本計画は、特に、「住み続けられるまちづくりを」の観点からSDGsの推進を図るものです。



3. 都市計画マスタープランの運用の考え方

(1) 対象地域

○本市の都市計画区域は、市域の一部分のみに設定されていますが、本マスタープランの対象範囲は、市域全体とします。

(2) 計画期間

○社会経済情勢の変化に対応しながら、新しい都市づくりを展開するためには、総合的・長期的視点に立って時代の潮流を的確に把握し、かつ、適切に対応する必要があります。このため、都市計画マスタープランはおおむね15年～20年の中長期を見据えた計画とします。

●計画の基準年次：令和3（2021）年度
↓ おおむね20年後
●計画達成の目標年次：令和23（2041）年度

(3) 将来人口

○本市の平成27年（2015年）の人口である6.4万人に対して、令和23年度の目標人口は、国立社会保障人口問題研究所から公表されている将来人口をもとに算定した4.2万人と定めます。

4. 八女市都市計画マスタープランの構成

○都市計画マスタープランは、八女市全体の総合的な都市づくり方針を定める「全体構想」と、地域別のきめ細やかな都市づくり方針を定める「地域別構想」からなります。

○また、全体構想および地域別構想により示された将来像を実現していくための「都市整備推進方策」を定めます。

